

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

令和7年1月から、税務署では 申告書等の控えに 「収受日付印」を押さなくなります

税務署では、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますようお願いいたします。また、申告書等の提出年月日の記録・管理をお願いいたします。詳しくは同封の別紙をご覧ください。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局、税務署に提出される全ての文書をいいます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

市川税務署長講演会

「税を考える週間」として市川税務署長講演会(公社)市川法人会と共催で開催いたします。(申込受付は終了しております)

※新型コロナウイルス等の影響で中止となった場合はお申込みされた方のみご連絡いたします。

※講演会当日〔11月7日(木)〕午後の業務はお休みとさせていただきます。

副署長講演会

12月6日(金)当会館にて、市川税務署副署長を迎え、講演会を開催いたします。**先着20名!!**

参加ご希望の方は、11月20日(水)までにお電話にてお申込み下さい。講演会後の意見交換会に参加される方は、会費1,000円となります。

※新型コロナウイルスの影響で中止となった場合はお申込みされた方のみご連絡致します。

お問合せ先〔TEL〕047-333-0111



個人事業税納期内納付のお願い

令和6年度個人事業税第2期分の納期限は、12月2日(月)です。納期限内に納付しましょう。

スマートフォン決済アプリを利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、金融機関や、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。

船橋県税事務所

047(433)1275



【納付方法QRコード】

令和6年移動研修旅行

令和6年9月9日、10日の1泊2日の旅程で、移動研修旅行を開催いたしました。

行き先は、新潟県の米どころである魚沼方面へ。関越トンネルを抜け新潟県に入ると、そこはまだ刈入れが始まったばかりの稲穂たなびく田園が、あたり一面に広がっていました。

移動中の車内では、税金クイズの他、国税庁作成のDVD(法人税と所得税)での研修を行い租税知識の向上を図りました。

1日目は、道の駅で魚沼産コシヒカリの昼食を堪能したあと、「日本のミケランジェロ」として名高い石川雲蝶(いしかわうんちょう)の作品が並ぶ赤城山西福寺と、国指定重要文化財の目黒邸を巡り宿へと向かいました。

2日目は、日本三大渓谷の一つ清津峡にて自然の雄大さと現代アートに触れたのち、湯沢高原へ登りつかの間の涼を得て、帰路へとつきました。

当初は台風の進路が心配されましたが、2日間とも天候に恵まれ、充実した研修旅行でした。今回もたくさんの方にご参加いただきありがとうございました。(厚生事業委員会)

新年賀詞交歓会のご案内

- ・日時) 令和7年1月8日(水)〔受付〕午後4時30分より
- ・会場) 市川グランドホテル
- ・会費) 3,000円

※お申し込みは、事務局までご連絡ください。〔TEL〕047-333-0111【申込締め切り：12月13日(金)】

≪新年賀詞交歓会当日〔令和7年1月8日〕午後の業務はお休みとさせていただきます≫



インボイス登録した方(適格請求書発行事業者)は 消費税の申告が必要です

令和5年10月1日から、インボイス制度が導入されました。インボイス登録申請書の提出後は課税事業者になる為、消費税の申告が必要になります。ご来所の際は、インボイスの登録日がわかる書類を必ずお持ちください。確定申告時に消費税の帳簿チェック計算などを職員が行うと別途5,000円(印刷代込み)の手数料がかかります。消費税の申告期限は令和7年3月31日になります。

【インボイス制度に関するお問い合わせ先】

○インボイスコールセンターでは、インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する一般的な質問やご相談を受け付けております。

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00~17:00(土日祝及び年末年始除く)

○適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています)。

令和4年分の売上が 1000万円を超えた方

令和4年(2022年)分の課税売上高が1000万円を超えた事業者の方は、令和6年(2024年)分において消費税の課税事業者となり、所得税の確定申告後、消費税の確定申告を3/31までに行います。(所得税と消費税の申告期限は違いますのでご注意ください)。その際、持参して頂く書類は下記のとおりです。

- ①令和4年(2022年)分確定申告書と決算書
- ②令和5年(2023年)分確定申告書と決算書
- ③簡易課税を選択された方は「消費税簡易課税制度選択届出書」
- ④本則(一般)の方は、経費の内容がわかる帳簿

※消費税の課税事業者の確認の為、令和4年分・令和5年分を申告時に必ずお持ちください。

令和5年分の売上が 1000万円を超えた方

令和5年(2023年)分の課税売上高が、1000万円を超える事業者の方は、令和7年(2025年)分において消費税の課税事業者となります。速やかに『消費税課税事業者届出書』を提出してください。

令和7年分が課税事業者となる個人事業者で、簡易課税制度を選択する場合は、所轄の税務署等に『消費税簡易課税制度選択届出書』を令和6年12月31日までに提出が必要となります。また、簡易課税制度の適用を止める場合も、『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を令和6年12月31日までに提出してください。「簡易課税を選択したらいいか?」など消費税のご相談は、令和6年12月20日までに事務局までご来所ください。

記帳の確認はお済ですか？

毎年この時期に行っております「記帳確認(仮決算)」を、今年も11月29日(金)まで行っております。「記帳確認(仮決算)」とは、日々の記帳の点検と決算・申告の準備を目的とした、決算を円滑に進める為に行うことです。確定申告期の時短にもつながりますので、ご協力お願いいたします。入会して間もない会員の方や記帳に不慣れな方は、お早目にお越しく下さい。減価償却費の計算や複雑な記帳内容の整理を早めに済ませ、会員の皆様が最終的にご自身で決算書・確定申告書を作成できる様、当会が全力でサポートいたします。会計ソフトをご利用の方は入力を進め、記帳確認にお越しく下さい。また、まだ令和6年の入力をしていない方は、「翌年への繰越」をしているか確認の上、令和6年の入力をしてください。

なお、記帳確認した方には「記帳確認カード」をお渡ししております。そちらのカードをお持ちの方は確定申告期間(1~3月)の予約を優先的にとることができます(必ずしもご希望の日の予約ができることではありません)。詳しくは別紙同封の『決算確定申告相談会・日程表』をご確認ください。(JAサポート会員は除く)

給与支払いがある事業主へ（専従者給与も含む）

専従者や従業員に給与の支払いをしている方は、令和7年1月20日までに源泉所得税の納付が必要です(年末調整)。納付書の徴収税額が「0円」でも税務署に提出します。納期限を過ぎてからのご相談は有料になります。従業員1名につき2,000円です(専従者も含む)。ご来所の際は、前年分の書類や納付書もお持ちください。(JAサポート会員は除く)

【持ち物】

①令和6年分の源泉徴収簿、②1~6月分の納付書控え、③専従者・従業員等の控除証明書等(生命保険料控除証明書など)、④マイナンバーの番号(個人番号)⇒事業主・専従者・従業員・扶養家族すべて、⑤前年分の書類一式(源泉徴収簿、納付書控え(領収済))

記帳相談会（浦安）のお知らせ

下記の日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は「事前予約制」ですので必ず電話予約をしてお越しく下さい(047-333-0111)。予約がされていないと対応できない場合もございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルス感染症拡大等により、記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。(下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。)

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください。(JAサポート会員は除く)

【予約制】

中央公民館

【所在地：浦安市猫狹4-18-1】

※11月・12月の予約の枠、すべて埋まりました。

令和7年

1月10日(金)13~16時

第1会議室



行徳への出張記帳相談会等について

出張記帳相談会等で利用していた行徳文化ホールI&Iがホール天井等の改修工事を行う為、令和6年2月から令和7年9月末(予定)まで休館になります。休館期間中の代替施設を検討しましたが、市川市の公民館等の事前長期間予約などができないことなどにより、行徳への記帳相談会を中止することになりました。行徳地区や近隣にお住いの方には大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後は、浦安中央公民館(要予約)または八幡事務局へのご来所をお願いいたします。

令和6年分確定申告の浦安日程は、別紙「決算確定申告相談会・日程表」に掲載しております。

事務局からのお知らせ

- ◆農協サポート会員の方は、農協各支店担当職員より確定申告の連絡がいきます。農協担当職員に確認してください。
- ◆9月より記帳確認(仮決算)が始まり、事務局にも多くの会員の方が来所されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、ご来所の際にはマスクの着用・手指の消毒にご協力ください。なお、受付で検温をさせて頂く場合もございます。今後、休業および業務時間等の変更がある場合もございますので、ご来所の際は、事前にお電話をお願いいたします(047-333-0111)。その際、混雑している場合はご来所をお断りする場合がございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ◆土曜日の相談対応について、年内までは『事前予約制』とさせていただきます、予約のないご相談には対応できない場合があります。土曜日の営業は、第2・4土曜日午前のみ。予約の枠は「9時」・「10時」・「11時」の3枠となります(047-333-0111)。
- ◆11月7日(木)は「署長講演会」の為、午後の業務はお休みさせていただきます。
- ◆『減価償却の計算書』が決算期前に必要な方は、事務局までご連絡ください。
- ◆確定申告期はご予約された方を優先に行います(八幡事務局)。確定申告期の電話予約の際、『記帳確認証(記帳確認カード)の番号』と『インボイス登録者の方には登録年月日』をお聞きしますので、ご用意の上お電話ください。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、事業主・専従者または従業員や扶養家族のマイナンバー(個人番号)を記載するようになりました。来所の際には、個人番号のわかる書類や『マイナンバーカード』または『通知カード』(コピー可)を忘れずにお持ちください。納期限以降(令和7年1月20日以降)におこなう場合には、1人につき2,000円の手数料をいただきます(専従者給与の方も含む)。
- ◆浦安出張会場は例年通り、職員を増員し受付時間までにいらっしゃった方を対応いたします。(混雑状況により受付終了時間を早める可能性がございます)
- ◆2月16日(日)・24日(月・振替休日)・3月2日(日)は1日営業いたします(予約不可。受付時間等は平日と同じです)。3月16日(日)は午前中のみ営業(予約不可)となります。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆会計ソフトを使用している方は、必ず2025年版にバージョンアップ(令和6年分確定申告書が作成できるバージョン)をしてから確定申告を行ってください。『ブルーリターンA』をご利用の方は、令和7年1月中旬までに配信または郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップをしてください。他の会計ソフトをご利用の方は、使用している会計ソフトのホームページ等でバージョンアップ時期をご自身で必ず確認をしてください。当会に他の会計ソフトのバージョンアップ時期のお問い合わせをしていただいてもわかりませんので、ご了承ください。
- ◆年内のご相談は 12月20日(金)までです。
年末年始のお休みは、令和6年12月29日(日)～令和7年1月5日(日)までです。
- ◆電子申告(e-Tax)に必要なマイナンバーカードの申請受理後に発行される交付通知書(はがき等)が届くまで、現在1か月前後かかるそうです。確定申告期に間に合うように早めの申請をお願いいたします。
- ◆確定申告期間(1～3月)は、青色申告会の駐車場は使用できません。車でお越しの方は、有料の駐車場を使用してください。(近くの有料駐車場は、タイムズ市川市役所第1庁舎やコルトンプラザ駐車場、三井のリパーク、ナビパーク、タイムズ等があります)
- ◆確定申告書等の最終受付は、代理送信・書面提出ともに、3月11日(他税務署も含む)になります。詳しくは別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。